

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月10日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条件付採用の期間の延長)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用の期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合においては、人事委員会の承認を得て、1年に至るまでその条件付採用の期間を延長することができる。</u></p>	<p>(条件付採用の期間の延長)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。